

社会福祉法人慈光会 福利厚生を紹介 1

休日休暇制度

■休日

- ①日曜日及び国民の祝日に関する法律で定める日
- ②12月29日から翌年の1月3日までの日（①に掲げる日を除く）
- ③4週につき6日の休日

■年次有給休暇

新たに採用された職員の採用年度の年次有給休暇は、採用月に応じて(1)の表に示す日数の年次有給休暇を付与する。

(1)

採用 月	4～9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
日 数	10日	8日	6日	4日	3日	2日	1日

(2)

勤続年数	6か月	1 年 6か月	2 年 6か月	3 年 6か月	4 年 6か月	5 年 6か月	6 年 6か月以上
日 数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日

次年度以降の年次有給休暇の日数は、(2)の表に示す日数をに付与する。

この場合、4月から9月に採用された職員の年次有給休暇は次年度11日の付与、10月から3月に採用された職員の年次有給休暇は10日の付与となります。

■その他の休暇（有給休暇とは別に付与）

- ① 結婚休暇
 - ア 本人の結婚 引き続き6日
 - イ 子の結婚 2日
- ② 配偶者の出産休暇 4日
- ③ 忌引休暇
 - ア 配偶者、子及び父母の死亡 7日
 - イ 兄弟姉妹、祖父母及び配偶者の父母の死亡
 - a 喪主のとき 7日
 - b 喪主でないとき 3日
- ④ 夏季休暇（7月から9月の間）6日以内 ただし、新規採用者の初年度の夏季休暇は、次の表に示すとおりとする。

※昨年度実績 希望者の取得率 100%

採用 月	夏季休暇日数
4 月	5日以内
5 月	4日以内
6 月	3日以内
7 月	2日以内
8 月	1日以内